

第7章 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

1 介護保険サービスの充実と質の向上

【現状】

- 介護保険では、契約に基づくサービス利用となっていることから、安心して質の高いサービスを利用するためには、利用者に対する適切な介護サービスの提供を確保するとともに、利用者自らがニーズに合ったサービスを適切に選択する必要があります。
- 提供される介護サービスの質の確保・向上を図るとともに、介護保険制度や介護サービスの内容、サービス提供事業者に関する情報が適切に被保険者に提供されることが重要です。
- 近年、社会経済情勢や介護サービス従事者の処遇状況等を背景に、介護サービス事業者において職員確保が困難な状況にあると言われており、本市関係団体との意見交換会においても職員の確保・定着に問題・課題を抱えているところが多く、利用者増に対して人員の確保が喫緊の課題になっています。
- 介護サービス事業者のみならず、行政や関係団体等が連携して、介護サービスが安定的に提供されるよう取り組む必要があります。

【今後の方向】

- 高齢者が必要とするサービスを適正に利用することができるよう、引き続き適切な相談・情報提供に努めます。
- サービスの質の向上に向け、様々な機会や場を活用し、意見交換や情報提供を実施するとともに、各事業所が抱える問題や課題に対して適切に対応を行います。

【施策・事業と方向性】

施策・事業	方向性
①介護従事者確保に向けた支援	○ 介護サービス従事者の確保については、事業者に対し、従事者の定着や離職を防ぐ改善策に対する取組や、従業者の経験やレベルに応じた研修内容の充実につながるよう支援します。
②生活支援サポーターの確保・育成 【再掲】	○ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、将来の介護人材不足を見据えた福祉の担い手づくりの一環として、平成 29 年度から生活支援サポーターの養成に取り組んでいます。 ○ 生活支援サポーターの養成は、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年に向けた喫緊の課題であることから、市民の関心を高めるための周知・啓発等に積極的に取り組み、生活支援サポーターの養成・確保に努めます。 ○ 生活支援サポーターの養成講座の修了者が支援業務や地域福祉活動に参画しやすい仕組みづくりを進めます。
③介護相談員派遣事業	○ 介護相談員は、派遣を希望する施設に出向いて、利用者等の希望や不安などを聞き、相談に応じるとともに、利用者に代わって事業者希望等を伝達・橋渡しをしながら、サービスの質の向上に向けて活動しています。
④サービス事業者への指導・監督のための体制	○ 指導・監督等においては、サービス事業者への育成・支援を基本とし、サービス事業者の自主的かつ積極的な取組を尊重するとともに、サービス事業者による法令遵守の徹底と適正な運営が行われ、適切なサービスの提供とサービスの質の向上が図られるよう、効率的な指導・監督等の強化に努めます。 ○ 制度改正に伴い、不適切なサービス提供をする有料老人ホームへの指導監督の仕組みが強化されており、引き続き適切に対応を行います。
⑤相談・苦情への対応	○ 要介護認定及び保険料等に関する相談・苦情等に対して適切に対応するとともに、関係課と連絡調整を図りながら迅速な問題解決に努めます。 ○ サービス利用に対する相談に対しては、要介護認定者等がサービスの利用に際し適正な判断ができるよう、介護保険制度の内容や事業者の状況等の必要な情報を提供します。 ○ 判断能力が不十分な高齢者のサービス利用については、地域包括支援センターや関係機関等と密接に連携しながら、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の活用も含めた調整を行います。

施策・事業	方向性
⑥サービス評価の実施	○ 高齢者が安心してサービスを利用できるよう、「介護サービス情報公表システム」の周知に努めます。 ○ 「尼崎市介護保険法に基づく居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に基づき、サービス提供事業者が自ら提供するサービスの質の評価を行うとともにその改善を図り、その結果を公表するよう働きかけを行います。 ○ 今後とも、こうした制度の周知に努めるとともに、これら事業所の評価や運営状況に関する情報の提供を通じてサービスの質の向上に努めます。
⑦介護サービス事業者等の質の向上	○ 地域包括支援センター単位で開催する地域ケア個別会議や地域の介護支援専門員の資質向上のためのケアマネ交流会の開催により、ケアマネジメントの質の向上に努めます。 ○ 介護サービス事業者の質の向上に向けたより効果的な研修のあり方について、検討していきます。

2 介護給付適正化に向けた取組の推進

【現状】

- 高齢化の進展や介護保険サービスの利用者の増加により、介護給付は年々増加しており、今後も介護保険料は上昇していくと考えられることから、サービスの利用・提供が適切に行われているかを精査していく必要があります。
- 「介護給付の適正化」は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の適正化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものと位置づけられています。
- 国がまとめた「第4期介護給付適正計画に関する指針」では、適正化を進める基本的方向として「保険者の主体的取組の推進」、「都道府県・保険者・国保連の連携」、「保険者における実施阻害要因への対応」、「事業内容の把握と改善」とされ、保険者として取り組むべき方向と目標を定めなければなりません。

【今後の方向】

- 介護給付等の適正化に向け、主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合、⑤介護給付費通知）の適切な実施に取り組みます。
- サービスの質の向上に向け、様々な機会や場を活用し、意見交換や情報提供を実施するとともに、各事業所が抱える問題や課題に対して適切に対応を行います。

【施策・事業と方向性】

施策・事業	方向性
①要介護認定の適正化	○ 更新認定等調査内容について調査を担当した調査員から状況の確認を行った上で審査判定を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。
②認定調査員の資質向上	○ 調査内容の均質化を図るとともに、研修内容の充実により調査員の資質向上を図ります。
③認定審査会審査判定の適正化	○ 認定審査会委員の研修や合議体間のデータ比較等を行うことにより、審査判定基準等の平準化を図ります。
④ケアプランの点検	○ 居宅介護支援事業者等のケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、ケアプランそのものの質の向上を図るため、各種システムを活用し、効果的かつ適正な点検を実施します。 ○ 近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプランの点検を行います。

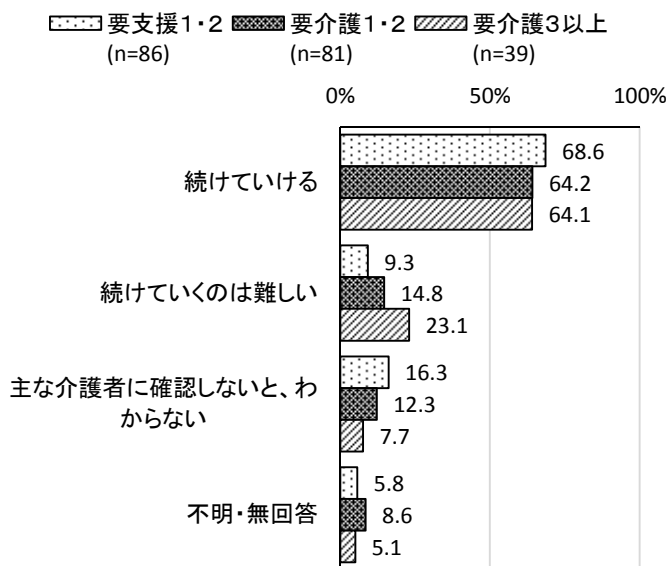
施策・事業	方向性
⑤住宅改修等の点検	○ 事前申請等において、ケアマネジャーや施行業者から動作確認のチェックを行うとともに、標準価格等の確認を行います。また、必要に応じて現地調査等を実施します。 ○ 利用者及びケアマネジャー、施工業者等に、利用者の身体状態から現に必要な改修のみを行う意識を持っていただくとともに、利用者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修が行われないよう助言指導に取り組みます。
⑥縦覧点検	○ 兵庫県国民健康保険団体連合会からのデータをもとに、効果的な点検項目を研究し、点検項目の充実を図ります。 ○ 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算や通所介護事業所等の事業所規模の届出に関する点検などに取り組みます。
⑦医療情報との突合	○ 居宅サービスと施設サービスにおける重複請求や居宅療養管理指導費と在宅指導との関係について点検に取り組みます。
⑧介護給付費通知の送付	○ 利用者に対して給付状況等を通知することにより、自らが利用しているサービスについて改めて確認していただき、適切なサービス利用に向けた普及啓発を行います。
⑨第三者行為求償事務の推進	○ 保険給付の事由が交通事故等の第三者行為により生じた場合は、引き続き兵庫県国民健康保険団体連合会に求償事務を委託するほか、直接請求の対応も含め、法令遵守、保険給付費の抑制等に努めます。

3 被保険者等への支援の充実

【現状】

- 本市では、介護保険制度の普及・啓発にあたって、市報への掲載、あまがさき介護保険だよりやパンフレット等の発行、ホームページの充実、市政出前講座等、様々な手法を通じて、情報提供に努めています。
- 介護保険サービスを利用したくても、意思能力が十分でなく、介護サービス事業者との利用契約などに支障がある場合には、「成年後見制度」や「福祉サービス利用援助事業」を紹介するなど、適切なサービスの利用につながるよう取り組んでいます。
- サービス利用料については各種減免制度を用い、低所得者に対する支援を行っています。
- 働きながら要介護者等を介護している家族が介護を理由に仕事を転職したり、辞めなければならない事態が起こっています。
- 在宅介護実態調査において、過去 1 年間に介護を理由に仕事を辞めた人の有無を尋ねたところ、多くが「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と答えていますが、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)は、要支援 1・2 で 1.0%、要介護 1・2 で 4.3%、要介護 3 以上で 7.0%と、少ないながらも介護を理由に仕事を辞めている人がおり、辞めた人は要介護者の介護度が高い人ほど多くなっています。
- また、現在働きながら介護をしている人に、今後も働きながら介護が続けられそうか尋ねたところ、6 割の人が「続けていける」と答えていますが、「続けていくのは難しい」は介護度が高くなるにつれて回答が増えており、要介護 3 以上の介護者で 23.1%となっています。
- 仕事を続けたいにも関わらず介護を理由に退職を余儀なくされている人をなくすためにも、高齢者本人や家族の意向も踏まえ、必要なサービスが行き届くよう取り組まなければなりません。

働きながら介護が続けられそうか



【今後の方向】

- 今後も利用者の視点に立ち、必要なサービスが適切に利用できるよう、積極的な情報提供に取り組みます。
- 介護保険制度やサービス利用に関する情報が適切に伝わるよう、様々な手法を用いて提供内容等の充実を図ります。
- 適切な介護保険サービスの提供により、家族介護者の負担軽減を図り、介護離職等の防止に努めるとともに、家族介護者が抱える不安や悩みが解消されるよう、相談体制の充実に取り組みます。

【施策・事業と取組・方向性】

施策・事業	取組・方向性
①広報・啓発によるサービス情報等の提供	○ 介護を必要とする人が介護保険制度をより効果的かつ安心して利用できるよう、今後ともサービス内容や事業者等についての情報提供に努めます。 ○ 介護保険制度が改正された際には、市報への掲載、あまがさき介護保険だよりやパンフレット等の発行、ホームページの充実、市政出前講座等、今後も、様々な手法を通じて、時宜に応じた情報を適切に提供します。 ○ 民生児童委員・地域包括支援センター等とも連携し、情報を得にくい一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に必要な情報が提供できるよう取り組みます。
②高齢者の権利擁護に配慮した各種手続きの促進	○ 権利擁護に配慮を要する高齢者に対して「成年後見制度」や「福祉サービス利用援助事業」を活用し、介護保険サービスの利用が円滑に行われるよう取り組みます。 ○ 認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者などからの権利擁護にかかわる相談等への対応や、制度についての情報提供等に当たっては、地域包括支援センターや関係機関とも十分連携をとりながら適切に対応を行います。 ○ 介護相談員の派遣により施設等における高齢者の権利を擁護するなど、高齢者虐待についても早期に発見し対応するための仕組みづくりに取り組み、高齢者の権利擁護に努めます。

施策・事業	取組・方向性
③低所得者対策等	○災害等による利用者負担の減免 災害や失業などによる所得激減等の特別な理由により、利用料の負担が困難であると認められる人については、引き続き利用料の減免ができる制度を実施します。 ○社会福祉法人等による利用者負担の軽減 社会福祉法人等が運営する施設サービス等の利用者負担や食費・居住費について、原則 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）が軽減されます。ただし、軽減を受けるためには、利用先の社会福祉法人が軽減措置を実施している必要があることから、当該法人が、利用者に対して制度の周知を行うよう助言を行います。 ○高額介護（予防）サービス費の支給 介護保険サービスの利用者負担額の一月あたりの合計額（同一世帯に介護サービス利用者が複数いる場合は合算して計算）が、上限額を超えた場合には、申請すると超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として支給されます。制度の周知はもとより、対象者には引き続き勧奨通知により支給漏れがないように努めます。 ○高額医療・高額介護合算サービス費の支給 介護保険と医療保険、両方の利用者負担額が高額になった場合には、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。介護保険と医療保険で、それぞれの限度額（1 か月）を適用した後、年間の自己負担額を合算して限度額を超えたとき、その超えた分が支給されます。制度の周知はもとより、対象者には引き続き勧奨通知により支給漏れがないように努めます。 ○高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減 65 歳まで長期にわたって障害福祉サービスを利用してきた人が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）します。